



謹賀新年 丑

新年、明けましておめでとうございます。

当センターは、山谷地域にお住まいで日雇労働により生計を立てている皆様に、職業紹介や応急援護、生活全般にわたる相談などを通して、就労の安定と福祉の向上を図っております。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の対応に明け暮れる一年となりました。

マスク、手洗い、消毒など感染防止対策を徹底したうえで、いわゆる三密を避けることに注意しつつ、事業を実施してまいりました。

今年も引き続き、高齢者特別就労事業をはじめとする職業紹介や、皆様の経験・技能や年齢・体力に応じた求人確保に努めるとともに、技能講習などスキルアップに向けた支援も進めてまいります。また、生活の安定に向けましては、利用者お一人おひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援を行ってまいります。

利用者の皆様の高齢化が進む中、健康管理につきましては、2階の健康相談室の運営をはじめ、寄せ場や娯楽室における健康相談や、簡易宿所への巡回訪問による健康相談も実施しています。

さらに、東京都、台東区、荒川区による結核検診を、センター本館と分館敬老室でそれぞれ実施しています。

ご自身の健康管理のために、ぜひ、こうした機会をご活用ください。

当センターでは、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底に努めてまいります。

今後とも、仕事さがしや、生活上の困りごとの相談はもとより、健康管理や休息、談話・交流、レクリエーションや都営住宅相談などで、当センターをご利用いただければ幸いです。

末筆ながら、新しい年が、皆様にとって幸多い年となりますことを、心よりお祈り申し上げます。

公益財団法人 城北労働・福祉センター

理事長 山巻 毅

～ センター利用者カードの更新について ～

令和3年4月から使用する新しいセンター利用者カードへの更新手続きを2月上旬から開始します。

詳しい面接日程などは、追って掲示板などでお知らせします。

令和2年度第2回 特別割当都営住宅（山谷地域居住者用） 1月6日（水）より申込み受付を開始します。

◆申込みのしおり 1月5日（火）からセンターで配布を開始します。

◆申込み受付期間 1月6日（水）～1月20日（水）※土日・祝日を除く

この募集は、山谷地域の簡易宿所等に宿泊している方を対象に入居希望者を募るもので、一般の都営住宅の募集とは異なるため、山谷地域以外にお住まいの方は申込みできません。
申込みできる方は、下記の1から3の全ての条件を満たしている方です。

1 山谷地域の簡易宿所等に引き続き1年以上居住している方

◆山谷地域とは、台東区及び荒川区の下記の地域です。

【台東区】 日本堤1・2丁目、清川1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目

【荒川区】 南千住1・2・3・5・7丁目

◆「簡易宿所等」には、簡易アパート（下記①～③の条件に全てあてはまるもの）を含みます。

- ① 多人数で共用する構造及び設備を主とする賃貸住宅等であること。
- ② 押入れ及び靴脱ぎ場等を除いた居室部分の面積が居住者1人当たり7.5平方メートル（**4.5畳相当**）以下であること。
- ③ 台所・便所・風呂のいずれも専用していないか、台所・便所の一方のみを専用としているもの。

2 所得が定められた基準内である方

3 成年者で次にあてはまる方

（1）生活保護を受給している方。【台東区・荒川区から受給している方に限ります】

（2）生活保護を受給していない方は、次のいずれかに該当する方。

ア 年齢が60歳以上の方。

イ 身体障害者手帳（1級～4級）等の交付を受けている方。

申込みを希望される方は、「申込みのしおり」についている「申込書」を記入し、申込日から3ヶ月以内に発行された「世帯主・本籍・戸籍の筆頭者・続柄記載の世帯全員の住民票」※個人番号（マイナンバー）を省略したもの、印鑑（シャチハタ等は不可）を持参し、当センター3階で相談の上、申込みをしてください。

※簡易アパートにお住まいの方は、賃貸借契約書及び家賃支払通帳（1年分）も必要になります。

⚠ 新型コロナウイルス感染症に引き続きご注意ください

都内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まりません。感染しない、させないためには、日常生活の中での感染予防の基本を徹底してください。

・マスクの着用 ・こまめな手洗い ・身体的距離の確保